

P T A 個人情報保護規程

(目的)

第1条 川口市立芝西小学校P T A（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、専門部会名簿、顧問名簿の作成、総会資料の作成
- (3) 会員の表彰・慰労・慶弔・見舞
- (4) 専門部活動で発行、配布する資料の作成
- (5) 委員選出及び役員候補者選出、その他のP T A活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データは、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために鍵のかかるキャビネットに保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける、暗号化するなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者(PAT会長)に報告する。

(研修)

第14条 本会は、PTA役員・専門部員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 本会の「川口市立芝西小学校PTA個人情報保護規程」は、総会において改正する。

附則

本規程は、平成30年5月11日 総会の決議・承認をもって施行